

6. 日本銀行制度の改革

(1) 日本銀行のあり方をめぐる論議

池田総裁の就任と日本銀行制度改革の動き

2・26事件、日中戦争勃発を契機に、わが国の経済政策の方向は大きく転換した。それは一言でいえば市場原理による経済運営から、統制原理による経済運営への転換であったが、これに伴い金融の分野も、またその中心に位置する本行の在り方も、そうした大きな流れの中に巻き込まれた。日本銀行制度の改革を行おうとする動きは、すでに述べたように昭和12年（1937年）2月の池田成彬総裁就任によって表面化した。すなわち、池田総裁の日本銀行制度改革構想のねらいは、同総裁のかねてからの持論であった、本行と産業界の関係を強化しようという点にあり、組織面では参与理事制度を新設し、また業務面では産業金融に関する規定を明定しようという具体的な動きとなって現われた。

まず前者については、池田総裁就任から約1か月後の昭和12年3月6日、第70回議会に「日本銀行条例中改正法律案」として提出された。その内容は、参与理事制の導入と理事の兼職容認であった。参与理事制については日本銀行に7名以内の参与理事を置き、日本銀行の業務に「参与」させることにしたもので、その選任方法としては、金融業もしくは産業に従事し、または学識経験ある者の中から株主総会で選挙したうえで、大蔵大臣が任命することになっていた（参与理事は任期2年、理事と同様大蔵大臣の許可があれば他の銀行・会社等の常務に従事できる）。なお昭和7年に設けられた参与については本法案と同時に提出された「日本銀行参与会法廃止法律案」によって廃止することにしていた。

この参与理事は、従来の参与が、単に総裁の諮問に応ずるだけであったのに対し、理事とともに本行の業務に積極的に参与するという点に大きな特色があった。参与理事にこのような機能を果たさせるため、定款を改正し、従来の総裁、副総裁、理事で構成される「重役集会」のほかに、これに参与理事を加えた「重

⁽¹⁾

役総会」が置かれることになった。すでに前章で述べたように、昭和8年の日本經濟聯盟会の「我国金融制度改革ニ関スル意見書」は、その中で、本行の理事を増員し、そのうちの若干名を常任とするとともに、他の理事については他の業務を兼ねることを妨げないという提案を行っているが、昭和12年の参与理事の新設、理事の兼職容認は、この点ではこの提案と同じ趣旨に基づくものと理解してよからう。

この「日本銀行条例中改正法律案」は3月29日議会を通過し、法律第34号として昭和12年3月31日に公布⁽²⁾、7月1日に施行され、参与理事制度がスタートした（参与制度は「日本銀行参与会法廃止法律」法律第33号の3月31日公布施行により、すでに3月31日に廃止されていた）。その後昭和17年に「日本銀行法」の公布施行により同制度が廃止されるまでの間に参与理事に任命されたものは以下のとおりであるが、うち八代則彦、森広蔵、池田成彬は従来の本行参与の経験者であった。

氏 名	在 任 期 間	備 考
松 本 稔 治	昭和12年7月1日～17年4月30日	貴族院議員、法学博士
津 田 信 吾	12年7月1日～17年4月30日	鐘淵紡績株式会社社長
大久保 利 賢	12年7月1日～17年4月30日	横浜正金銀行頭取
結 城 豊太郎	12年7月1日～12年7月27日	貴族院議員、前大蔵大臣
各 務 鎌 吉	12年7月1日～14年5月27日	貴族院議員、東京海上火災保険株式会社会長
八 代 則 彦	12年7月1日～13年1月31日	大阪手形交換所委員長 住友銀行会長兼専務取締役
"	14年7月1日～17年4月30日	住友銀行会長
森 広 蔵	12年7月1日～15年7月15日	東京手形交換所理事長 安田銀行副頭取
池 田 成 彬	12年8月21日～13年5月26日	前日本銀行総裁
中 根 貞 彦	13年2月21日～17年4月30日	大阪手形交換所委員長 三和銀行頭取
児 玉 謙 次	13年8月22日～17年4月30日	横浜正金銀行取締役

明 石 照 男 昭和15年8月22日～17年4月30日 東京手形交換所理事長
第一銀行頭取

以上のリストからみて明らかなことは、参与理事に任命された者は大部分、金融界の出身者であったということである。産業界出身者はわずか津田信吾のみである。この点で参与制度から参与理事制度への変化は、人材について質的変化をもたらしたとはいえず、その面では本行と産業界の結びつきを強めようとした前述の日本経済聯盟会の建議の趣旨は十分には生かされなかったように思われる。

ただ後年池田総裁自身は、この制度改正を推進したねらいのなかには本行の独立性を強めようという趣旨が含まれていたと次のように語っている。⁽³⁾

この参与理事を置けという主張の根拠は、大蔵省の命令一本で日本銀行が動くということはいけないということが強くあり、当時は英蘭銀行のように独立したものでなければいかんという意見が日本に相当あつた。それには総裁は内閣の任命になつておるから、やはり大蔵大臣の言うことは聽かなければならんということになつて居るのだから、それには参与理事というものを揃えておいて、参与理事の説が纏まらないということを口実にして、大蔵省に対抗させる、こういう議論が相当あつた。それだからいいだろうと思つて揃えたが、これは大した力にはならなかつたですね。

この参与理事制度は前述のとおり短命に終わったが、ただこれが戦後昭和24年に設置された政策委員会に一脈相通する性格を持っていたことは興味深い点であろう。⁽⁴⁾

他方業務面の改正については議会会期の関係もあって、第70回議会への改正案提出は見送られ、⁽⁵⁾その内容について引き続き本行と大蔵省とで検討を行うことになった。この点について池田総裁は就任後間もなく開かれた昭和12年3月の支店長会議において次のように語り、改正の構想を明らかにしている。⁽⁶⁾

業務規定の改正对付は今後大蔵省と本行の者とで充分なる研究を致すこととなつて居ります。私共の考へと致しましては現行条例は商業手形の割引及び財政上の仕事等に偏し過ぎる傾がありはしまいか、矢張り中央銀行としては産業の方にも資金融通の途を開いて置くことが金融疏通の点から申して我が国情に於て必要と存ぜらるるのであります。

尤も從来見返品制度があつて實際は之が運用に依つて本行は必要の場合或る程度産業金融の便宜を図ることを得ましたが、世上では今迄割合に之れを熟知してをりませぬ、併し此の慣行の存する以上今後は寧ろ確実適當なる株式若しくは社債担保の貸出を法文上制度として認むるを可と思ふのであります、今日往々にして新聞紙上私共の改正意見を以て中央銀行が進んで株式等を担保に取つて貸出を行ふものであると解する者あるは全くの誤解に過ぎませぬ。要は現今の複雑なる事態に処しまして中央銀行の機能を一層有効に發揚せしめんが為めに、此際産業方面への資金融通の途を制度の上に開いて置くことが望ましいとする趣旨であつて、之れが運用は無論其の時其の場合の状勢に応じて極めて慎重なる考慮を必要と致することは申す迄もなく日本銀行としては通貨の調節並に通貨信認の確保の責務は厳に之を考へて居らねばならぬものであります。

ところで、これより先、昭和12年2月の段階で、本行・大蔵省はそれぞれ、本行業務に関する条例改正案を用意していたが、本行で作成した改正案は次のとおりであった。⁽⁷⁾

第十一條 日本銀行ノ業務ハ左ノ如シ

- 一、商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引
 - 二、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀、外国貨幣又ハ商品ヲ担保トスル貸付及外国為替手形ヲ引当トスル貸付
 - 三、諸預り金
 - 四、内国為替
 - 五、商業手形又ハ銀行引受手形ノ売買
 - 六、国債大蔵省証券又ハ之ニ準スヘキ政府証券ノ割引、応募、引受又ハ売買
 - 七、地金銀ノ売買
 - 八、手形金ノ取立、保護預り、其ノ他附帯ノ取引
- 前項第一号及第二号ノ取引ニ対スル割引歩合及利子歩合ニ付テハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 第十一條ノ二 日本銀行ハ前条ノ規定ニ拘ラス政府ニ対シ一時貸付ヲ為スコトヲ得
- 第十一條ノ三 日本銀行ハ必要アリト認メタルトキハ外國為替又ハ外國貨幣ノ売買ヲ為スコトヲ得
- 第十一條ノ四 日本銀行ハ担保権ノ実行其ノ他ノ事由ニ依リ国債、大蔵省証券及之ニ

準スヘキ政府証券、地金銀、外国貨幣以外ノ物件ヲ引取りタルトキハ一年内ニ之ヲ
処分スルコトヲ要ス

但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第十五条 削除

第十六条 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大蔵省案も以上の本行案と類似しているが、次のような点が異なっていた。⁽⁸⁾

- ① 大蔵大臣の認可（大蔵省案では「許可」）を要する本行金利として、本行案のほか「大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券ノ割引」歩合を加えている。
- ② 本行の対政府貸付について、大蔵省案では「担保ヲ徵セザルコトヲ得」の文言が加わっている。
- ③ 本行案では「日本銀行条例」第十二条の他業禁止規定をそのままにして置くこととしているのに対し、大蔵省案ではこれに但し書を加え、次のように改めることとしている。

日本銀行ハ此条例ニ規定セサル業務ヲ営ムコトヲ得ス但シ営業ノ必要上大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ外國ニ於テ為ス業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

以上のように若干の相違はみられたものの、本行業務の対象ないし範囲という点においては、両者はともにその大筋において昭和5年の大蔵省・日本銀行共同調査会案（本書第3巻に掲載）をほぼ踏襲したものであった。本行の産業金融に関する規定では、本行、大蔵省いずれの案も、国債以外の有価証券および商品を担保とする貸付を本行の当然の業務と認めたところが重要な改正点であったが、この考え方は今回初めて登場したわけではなく、すでに昭和2年に大蔵省でまとめた「日本銀行ニ関スル調査」（本書第3巻に掲載）においても、また昭和5年の大蔵省・日本銀行共同調査会の案においても認めようとした業務であった。ただこれら両案と昭和12年の改正案が同じ内容の条項を含んでいるとしても、それが持つ意味は大きく変わったといわざるをえない。つまり、昭和2年および昭和5年の改正案において、国債以外の有価証券および商品を担保とする貸付を認め

ようとしたのは、一方において理念型としての中央銀行業務が商業金融にあることを認めつつも、他方当時のわが国の実情から、本行がそうした理念型にとどまることはできないという現実から発したものであった。しかしいまやこの条項は、わが国の軍需生産を急速に拡大させるために不可欠なものと考えられるようになったのである。

もう一つの、より重要な改正点は、「日本銀行条例」では国債を抵当とする定期貸または当座勘定貸の利子を除けば、本行の公定歩合の変更につき大蔵大臣の認可は不要であったのに対し、今次の改正案では公定歩合全般に認可制が拡大されたことであった。このような方向への改正案が具体化されたのは今回が初めてであり、前記の昭和2年に大蔵省がまとめた「日本銀行ニ関スル調査」では、全く逆に、国債を抵当とする貸付利子についての認可制の廃止を提案していた。このように考え方が百八十度転換したのは、前述のような当時の統制思想の台頭を反映したものであった。

前述のように、業務面の改正案については第70回議会への提出が見送られたため、議会終了後の昭和12年5月、大蔵省と本行で「日本銀行条例改正打合会」が設けられた。委員は本行側が司城元義理事ら6名、大蔵省側が入間野武雄銀行局長ら9名で、会議は本行で開かれた。この打合会は同年7月の第2回会合において、小委員会を設けて本行業務に関する検討を行うことにした。そして12月にはこの小委員会の試案として次のような「日本銀行条例中改正法律案」ができ上がった。⁽⁹⁾

日本銀行条例中左ノ通改正ス

第二条 日本銀行ハ其ノ本店ヲ東京ニ置クヘシ

日本銀行ハ必要アリト認ムル地ニ支店、出張所又ハ代理店ヲ設置スルコトヲ得但シ

支店又ハ出張所ヲ設置セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ

大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ヲシテ支店又ハ出張所ヲ設置セシムルコトヲ得

第十一条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ営ムモノトス

一、商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引

二、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付及輸出為替手形又ハ輸入為替手形ヲ担保トスル貸付

三、諸預り金

四、内国為替

五、商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ売買及国債其ノ他ノ政府証券ノ売買

六、地金銀ノ売買

七、手形金ノ取立、保護預り其ノ他ノ付隨業務

第十一條ノ二 日本銀行ハ政府ニ對シ担保ヲ徵セスシテ貸付ヲ為スコトヲ得

日本銀行ハ國債其ノ他ノ政府証券ノ応募又ハ引受ヲ為スコトヲ得

第十一條ノ三 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外國為替ノ売買ヲ為スコトヲ得

第十一條ノ四 日本銀行ハ担保権ノ実行其ノ他ノ事由ニ依リ物件ヲ引取りタルトキハ國債其ノ他ノ政府証券及地金銀ヲ除キ一年以内ニ之ヲ処分スルコトヲ要ス但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第十二條 日本銀行ハ本条例ニ記載セサル業務ヲ行フコトヲ得ス但シ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ外國ニ於テ又ハ外國ノ金融機関トノ契約ニ基キテ行フ業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 削 除

第十六条 削 除

付 則

本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(付 記)

割引歩合及貸付利子歩合ノ決定ヲ大蔵大臣許可事項ト為ス場合ニハ第十一條ニ左ノ一項ヲ加フルコトトス

前項第一号ノ割引及第二号ノ貸付ニ付公表スル割引歩合及貸付利子歩合ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

以上を、昭和12年2月に本行が作成した改正案と比較すると、本行の対政府貸付について「担保ヲ徵セスシテ」それを為しうるとしたこと、また本行の他業禁止規定に但し書を加えたことは、いずれも当時の大蔵省案をとり入れたものであった。他方、公定歩合の決定・変更につき大蔵大臣の「許可」を要するか否かという点については、本行の主張により、今次の改正案本文ではいっさい不要の形

を一応とりながら、同時に全面的認可制が必要であるとの大蔵省の主張を付記という形で示した。こうして実質上、両論併記のような形式になったのは、この点をめぐる小委員会の論議が紛糾し、ついに結論を得ることができなかつたからで（10）あった。

この改正作業について、もう一つ注目される点は、時期的にみて「日本銀行条例」の改正を行うことが適當かどうかについて、大蔵省側から疑問が提示されたことである。すなわち昭和12年11月15日に開かれた第3回打合会において、大蔵省、入間野銀行局長は「現在の如き異常の際に於て恒久的性質を有すべき中央銀行の制度改革を為すは如何かと考ふ、今少し情勢の落着を見て実行するを可とせん」と発言した。これに対し、本行側はむしろ改正に熱心で、武井理三郎営業局長は「現行条例にては種々の点に於て不便あり、常に抜穴許り考へて行くことは面白からず」としているし、同席していた津島副総裁も「日本銀行の業務は兌換券の発行を以て足れりとせず、今日に於ては産業資金を供給する職責あり」とし、武井局長と同様「業務に関する規定は名実共に一致する様改正するを可とすべし」と述べた。（11）

既述のように、実際の本行業務のなかには以前から商品担保貸出や株式担保貸出のように、「日本銀行条例」違反のものがあり、しかもそうした傾向は当時の産業金融重視の雰囲気の中でいっそう強まりつつあつただけに、本行がこの際「名実共に一致する様」にしたいと望んだのは、ある意味で無理からぬところであったが、大蔵省がより統制思想の濃い「日本銀行条例」改正への好機を待とうとしたためか、あるいは改正内容について本行と大蔵省との間に合意が成立しない点があったためか、その後前記の改正案は棚上げの形となり、議会に提出される機会はなかった。

ジャーナリズム・学界の論調

以上のような本行業務を中心とした制度改革の動きは、当然のことながら各方面に多くの論議を呼ぶことになった。議会においても本行が産業金融に積極的に乗り出すことについて論議が行われたことはすでに述べたので、ここではジャー

ナリズム・学界における論調をみることにしよう。

まず、こうした改正の方向はインフレーションにつながると批判したのは『ダイヤモンド』(昭和12年2月21日)であった。すなわち同誌は「大陸経営の^{ママ}老大な資金需要」に加えて「国内的な資金需要も、軍需工業を中心に躍進的に高まりつつある」中で、「蓄積資本の不足は漸く表面化せんとしてゐる」と現状を判断しながらも、「日銀とても作り出すことが出来る資本は、申すまでもなく、貨幣資本であつて、現実の物財的な資本ではない」から「日本銀行の産業金融援助は、要するに現下の信用インフレに更に一つの大きな脚場を与へることを意味するものである。日本のインフレーションは、日銀の生産力拡充への金融的動員⁽¹²⁾といふ美名において、新たな突進の道へ急ぐこととなつた」と批判した。

もっとも当時のジャーナリズムの大勢が、こうした制度改正の方向に否定的であったわけではない。例えば『中外商業新報』はこれを支持していたし、『東洋経済新報』もまた改正の方向には賛意を表した。すなわち、『東洋経済新報』は、「日本銀行条例」の改正によって貸出の担保物件を拡大するといつても、実際に見返品制度として古くから実施されてきたものであり、「何等突飛の改革と考へない」として、これを当然のこととしていた。ただ同誌は、このような法律上の改正と日本銀行が事業金融を行うということとは全く異なるものであり、「中央銀行の職責は飽までも通貨調節にある」と主張し、日本銀行が事業金融を行うことには強く反対した。同誌は、日本銀行貸出の担保物件を拡大せよと主張するのは、それがあくまで日本銀行の通貨調節力強化につながると考えるからであり、「若し政府や日銀当局が此の事を理解せず、日銀の紙幣発行権を利用し万一にも事業金融を行ふが如き暴挙を敢てするなら、結果は云はずして明かだ。経済界はそれこそ悪性インフレに見舞はれ、忽ち惨澹たる行詰に陥る事であらう」と警告した。⁽¹⁴⁾

しかし本行業務に関する制度改正は、必ずしも本行の金融調節力強化の観点からとり上げられたものではなく、既述のように、軍需生産を急速に拡大するための時代的要請に基づくものであった。当時の『エコノミスト』は、この点を次のように鋭く指摘している。⁽¹⁵⁾

かうした日銀制度改革意見を抱いてゐた池田氏が日銀総裁の椅子についてから日銀制度の改革問題が擡頭したと見るのは皮相である。それよりもむしろ政治的情勢の大転換……に伴隨して発生したのが、この日銀制度改革問題であつて、たまたま池田氏の財界における地位、経歴とそして日銀制度改革にかんする見解とが、転換せんとする政治的情勢とほどよく「抱合」しうるであらうことが見越され、かくて池田氏が日銀総裁に起用されるに至り、日銀制度改革問題が表面に現れ出たと見るのが真相に近いのではないか。

政治的情勢の大転換とは、既に一般の知る通り、いはゆる革新政策の軍、財閥、国民の抱合ひ政策への転換であり、広義国防〔引用者注：この論文の定義によれば「広義国防」とは「狭義国防プラス国民生活の安定」とされる〕の狭義国防への変質であり、赤字公債消化主義からいはゆる生産力拡充主義への転換である。

〔中略〕

日銀制度の改革問題は、かかる情勢の変化に基く狭義国防拡充政策乃至生産力拡充政策の金融部門を、日銀をしていや池田氏を指導者として、担当せしめんとして発生したものである。

また、かりに本行貸出の担保を拡張することが適當であるとしても、その拡張の基準は何かという点について、山崎靖純（読売新聞経済部長）は「通貨供給は常に適當なる量でなければならぬと同時に、その供給される手段が、常に其の量の適當性を維持する為めに、伸縮自在の彈力性を持つといふ二つの条件が基本的に具備されなければならない」とし、続いて「此の二つの条件に該当するならば通貨供給の途を金に囚はれたり、商業手形に束縛されたりするの必要は少しもない」と述べ、こうした見地から「国債や興業債券や勵業債券を担保とする手形の再割引は日本銀行が常に調節し得る範囲に属するが故に一向差支はない」が、「株券担保の手形再割引となると」株券が「概ねその騰落の範囲著しく、従つて、⁽¹⁶⁾時には回収困難となる場合が少くないから」「一概に認め得ない」と主張した。これは本行貸出の担保の適格性について具体的に論及した注目すべき発言であったといえよう。

次に学界に目を転じると、美濃部亮吉（法政大学教授）は日本銀行を改組しようとするのは軍需産業に安価な信用を供給しようとするもので、悪性インフレー

ションを導く可能性があると批判的であった。⁽¹⁷⁾これに対し高垣寅次郎（経済学博士）は「日本銀行の産業金融への進出と云ふも、事柄そのものとして非難すべき理由のあることではない」とした。しかし同時に高垣博士は産業金融の拡張に伴って生じやすい弊害（過大な設備投資、投機の発生、輸入の急増等）を除くための「適切な用意を欠いてはならぬ」と警告した。⁽¹⁸⁾また田中金司（神戸商業大学教授）も「商業手形万能主義」を緩和するのは世界的傾向であり、中央銀行は短期の金融市場のみならず、長期の資本市場についての統制力を持つべきであるとしたが、ただ日本銀行が工業金融へ直接進出することについては否定的見解を述べた。⁽¹⁹⁾

以上からほぼ明らかのように、当時のジャーナリズムや学界には本行業務の改正方向を批判する意見もあったが、概していえば、改正の方向そのものについては、経済環境の変化や中央銀行の金融調節力という観点からそれを認めてしかるべきであるという見解が多かったように思われる。ただこうした肯定的な見解でも本行が積極的に生産力拡充のための信用供与をすることについては、それがインフレーションにつながるという懸念を表明したものがほとんどであった。確かに本行業務の拡張は、それ自身直ちに過大な信用膨張をもたらすというわけではなく、問題は本行の政策運営態度いかんによるものであった。しかし前述の『エコノミスト』が指摘するように、時代はまさに転換点に差し掛かっていた。国防第一、軍需生産の増強といった国策が強調される中で、本行業務の拡張がそうした国策と無縁でありうるはずがないというのも否定しえない現実であった。

陸軍の一部における日本銀行制度改革案

昭和15年7月に第2次近衛内閣が発足し、いわゆる経済新体制運動が展開されたころ、陸軍省軍務局では極めてドラスチックな金融機構改革案をまとめていた。昭和6年に満州事変が始まったころから軍部の政治に関する発言が目立つようになり、昭和11年の2・26事件以後になると、軍人が各種の政策を立案し、その実現を政府に要求するようになった。この金融機構改革案もこうした軍部による政策立案の一つであるが、軍部が金融機構のドラスチックな改革まで考えたというのは、100年以上にわたる、明治以降のわが国の金融史の中でも、まことに

異例なことであり、当時の時代相を映じた産物といえよう。

陸軍省軍務局内部で作成された金融機構改革案は少なくとも二つあった。一つは作成日不詳のものであり（以下これをA案という）、他の一つは昭和15年10月付のもの（以下これをB案という）⁽²⁰⁾で、両者の関係は必ずしも明らかではない。両者の具体的提案の内容や提案の対象事項の範囲にはかなりの相違もみられるが、両者とも強力な金融統制を実施することをねらった点では同質のものであった。これらの改革案は結局日の目をみることはなかったものの、当時陸軍の一部において金融統制の方法についてどのような考え方が抱かれていたかを、これらを通じて知ることができる。以下、本行についての制度改革に関する部分を中心に、これらの改革案の内容を紹介しておくことにしよう。

まず金融機構改革の基本的構想についてA案は次のように述べている。⁽²¹⁾

インフレーションを防止し且妥当又は必要と認めらるる部面に充分なる供給をなし、不急不要と認められる部面には融通を行はざるがためには、先づ資金の集中を極めて容易にすべき必要があるであらう。是等の見地より第一金融機関の受入れたる資金に対しては全部政府に於て支払の保証をなし且之を一旦日本銀行に預入せしめ、其の上にて投資は政府の計画的なる一定の投資基準に従つて自由に有効に行はしめる等金融機関の従来の資金取扱様式に根本的変革を施すべきことを必要とする。

そして以上のような体制の下で、金融機関の経営形態については、生命保険と貯蓄銀行は国営とし、他は私営にすると述べている（ただしB案では信託会社も国営とすることになっている）。つまり金融機関の主要部分は引き続き私企業のまま残ることになるが、それらが受け入れた資金をいったん本行に集中し、それを一定の投資基準に従つて運用するという方式からみて、この改革案は実質的には社会主義国の金融機構に近い制度を考えていたといってよかろう（B案では資金の集中度合いがA案より低く預金の1割を支払準備として本行に預入することにとどめているが、資金運用全体が国の資金計画に基づいて配分される点では実質的に変わらない）。

この改革案は、こうした体制の下での政策担当機関として次のような構想を示していた。A案では行政機関として大蔵省の金融的部門を独立させた内閣直属の

「金融管理局」を置き、資金、金利、為替の管理・統制、金融機関の投資基準作成等の最高方針の決定等を担当させることにしていた。ただ金融機関の検査監督については、これを一元化し、日本銀行に委託することにした。そして日本銀行の業務の中心は、すべての金融機関の資金を預かり、またすべての金融機関に対し、資金の融通を行うこととされていた。もちろんこの資金の融通は金融管理局によって作成された投資基準に則して行われ、必要な資金は原則として無制限に供給されるのである。このように日本銀行は金融政策の決定権を持たないことになるが、その決定には参画することになっていた。

B案では政策の決定・執行機関につきより詳細な構想が示され、大蔵省銀行局、外国為替局、理財局ならびにその他各省に散在する金融関係事務を統合した、内閣直属の「金融監理局」を設け、通貨、信用、為替に関する国の最高方針の決定および実施に当たらせることにしていた。日本銀行は金融監理局の政策執行機関として協力させることにし、具体的には金融監理局の「執行機関」（最高方針の決定機関）に同局総裁・副総裁、金融統制官（3名）、大蔵大臣（または次官）、商工大臣（または次官）、農林大臣（または次官）とともに日本銀行総裁が加わり、また金融監理局の下部組織である信用部、為替部、通貨部の各諮問委員会には日本銀行役員を1名づつ参加させることになっていた。なお日本銀行役員に各特殊銀行役員を兼任させ、統制の便を図ろうとしていた。

発券制度については、A案では「無制限保証発行制度」を採用することにしているが、銀行券発行の場合にはなんらかの見合い資産があるのは当然であるから、銀行券の発行になんらかの形式上の制限を付そうとする意味での発券制度としては、これは全く実質的意味のない制度であった。またA・B案とも朝鮮銀行・台湾銀行の銀行券発行権を日本銀行に「回収」し、通貨発行の一元化を行うことにしていた。

この陸軍の一部における金融機構改革案は、その細部についてなお不明の点もあるが、以上述べた点だけからみても分かるように既存の金融制度を事実上否定し、いわば白紙に金融統制機構を描いたようなものであった。それは当時の軍部の高揚した雰囲気を示したものとしては興味深いが、現実性のない議論であり、⁽²³⁾

この改革案がその後の制度改革に影響を及ぼしたとは思われない。

(1) 昭和12年7月1日付大蔵大臣許可の「日本銀行定款」改正事項中、参与理事に関する主要事項は次のとおり。

第四十一条第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

日本銀行ハ其業務ニ参与スル参与理事七人以内ヲ置クモノトス

総裁副総裁理事参与理事ノ集会ヲ名ケテ重役総会ト言フ

第四十七条ノ二 参与理事ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ株

主総会ニ於テ選挙シ大蔵大臣之ヲ命シ其任期ヲ二年トス

参与理事ハ満期後幾回ニテモ選任セラルヲ得ヘシ

参与理事ハ無報酬トス

第六十条ノ二 重役総会ハ總裁ノ招集ニ応シテ開会シ業務ニ関シ總裁ノ提示スル事項

ヲ審議スルモノトス

「第八章 日本銀行参与会」ヲ削ル〔第85条～第89条〕

なお、この定款改正の際、「第六節 割引委員」も削除されたが、その理由につき「定款改正案説明書」は次のように述べている（日本銀行保有資料、原文の片仮名は平仮名に改めた）。

割引委員の制度は、他の諸点と共に白耳義國立銀行の例に倣ひて設けられ、本行役員及市中実業家中より委員を選定し、割引依頼ありたる手形を審査し、其割引の許否に關し重役集会に意見を具陳せしめんとしたるものなるも、本行に於て實際割引委員を置きたるは開業当時に止まり、其後は長く欠員の儘今日に至り事實上廢止の姿となれるものにして、現在に於ては實情に適せず且其必要を認めざる制度なるを以て、此機会に規定上に於ても之を廢止することとす。

(2) 「日本銀行条例中改正法律」(昭和12年3月31日公布法律第34号・昭和12年7月1日施行)

日本銀行条例中左ノ通改正ス

第十七条ニ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行ハ其業務ニ参与スル参与理事七人以内ヲ置クヘシ

第十九条第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス

同条ニ左ノ二項ヲ加フ

参与理事ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ株主総会ニ於テ選挙シ大蔵大臣之ヲ命シ其任期ヲ二年トス

参与理事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ常務ニ從事セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- (3) 池田成彬『財界回顧』世界の日本社、昭和24年、208ページ。
- (4) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、389ページ。
- (5) 昭和12年3月16日の衆議院本会議における結城蔵相の答弁（日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第16巻、大蔵省印刷局、昭和41年、所収）268ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『昭和十二年三月支店長会議関係書類』。
- (7) 日本銀行調査局『日本銀行制度改革論小史・日本銀行改組の事情』昭和22年1月、66～67ページ。なお、前掲『日本銀行制度改革史』376～377ページにも掲載。
- (8) 上掲『日本銀行制度改革論小史・日本銀行改組の事情』67～68ページ。なお、上掲『日本銀行制度改革史』377～378ページにも掲載。
- (9) 日本銀行条例改正打合会小委員会（試案）「日本銀行条例中改正法律案」（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、昭和48年、所収）270～271ページ。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 『ダイヤモンド』第25巻第6号（昭和12年2月21日）「日銀改組の根本理由」25～26ページ。
- (13) 昭和12年2月27日付『中外商業新報』社説「日銀条例改正の要点」。
- (14) 『東洋経済新報』第1749号（昭和12年3月6日）社説「日本銀行条例の改正と忘るべからざる中央銀行の職責」14～15ページ。
- (15) 『エコノミスト』第15年第9号（昭和12年3月21日）「日銀の職制改革と其の背景」19ページ。
- (16) 昭和12年3月24日付および25日付『読売新聞』（日本銀行調査局『世論 日本銀行機能改革問題』昭和12年5月、所収、21～22ページから引用）。
- (17) 上掲『世論 日本銀行機能改革問題』24ページ。
- (18) 高垣寅次郎「日銀改革と生産力の拡大」（『中央公論』第52年第4号、昭和12年4月）60～69ページ。
- (19) 田中金司「日本銀行制度改革問題」（前掲『日本金融史資料』昭和編第31巻、昭和46年、所収）134～141ページ。
- (20) これら両改革案は上掲『日本金融史資料』昭和編第31巻、323～335ページに収められている。なお両案の関係についてはA案→B案の順に作成されたという見方が多い（上掲『日本金融史資料』昭和編第31巻、解題12ページおよび伊藤修「戦時金融再編成（上）――その争点と展開――」（金融経済研究所『金融経済』第203号、昭和58年12月）85ページ、注(10)）。
- (21) 陸軍省軍務局「金融機構改革案」（上掲『日本金融史資料』昭和編第31巻所収）332ページ。

ジ。

- (22) なおA案ではこのほか横浜正金銀行の本店を東京に移すとか、無尽会社を廃止して「興民相互銀行」を新設するといった、現在からみて興味ある提案も含まれている（上掲「金融機構改革案」334～335ページ）。
- (23) 例えば日本銀行の組織・管理についてはB案に「日本銀行幹部の任免権は金融監理局の意見に基き政府之を行ふものとす」とあるだけである。またA案には「金融省」という表現があるが、これと「金融管理局」との関係は一切不明である（あるいは「金融省」というのは「金融管理局」と同一で、分担執筆したために生じた誤りかもしれない）。

（2）保証発行限度の拡張ならびに発券制度の改正

昭和7年（1932年）7月の兌換銀行券保証発行限度の拡張により、銀行券の制限外発行という現象は年末年初を除きしばらくみられなくなっていた。しかし昭和11年1月～3月には各月数日間ではあるが制限外発行が生じ、さらに翌12年に入ると、ほとんど毎月のように制限外発行がみられるようになった。これは本行の正貨準備が低水準のままで推移したのに対し、銀行券発行高が大幅に増加したためであり、昭和12年8月の金準備評価換えによって制限外発行は一時みられなくなったものの、11月以降再び現われるようになった（表6-1）。

以上のような情勢から政府は昭和13年4月1日に「兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ關スル法律」（法律第64号）を公布施行し、兌換銀行券の保証発行限度を10億円から17億円に引き上げた。保証発行限度を、このように大幅に引き上げたにもかかわらず、議会においても、ジャーナリズムにおいても、これがインフレ的であるという批判はほとんど生じなかった。これは当時すでに日中戦争に入っていたり、わが国の経済を戦時体制化するための諸改革が次々と行われていたから、保証発行限度の拡張も、そうした改革の一環として、当然視する雰囲気があったためであろうと思われる。ただ当初本行内部で事務的に、この保証発行限度の拡張を検討した際の案は、保証発行限度を10億円引き上げて20億円にするという内容になっていたが、結局この限度は前述のように17億円に抑えられ、しかもこの限度拡張に関する法律の末尾に「本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢(1)

表 6-1 昭和12年中の兌換銀行券発行状況

(単位：千円)

昭和 12年	平均発行高	制限外発行状況		
		日数	月中超過高	月末超過高
1月	1,525,907 (5.0)	8日	1,378,667	33,426
2月	1,461,389 (11.1)	1日	27,902	
3月	1,404,742 (6.2)	2日	46,187	29,013
4月	1,444,371 (10.5)	4日	125,703	48,894
5月	1,406,527 (11.2)	1日	17,764	
6月	1,452,451 (12.1)	6日	446,338	116,323
7月	1,472,209 (12.4)	9日	387,417	91,524
8月	1,501,013 (15.6)	15日	537,290	58,884
9月	1,515,312 (18.9)			
10月	1,623,804 (21.9)			
11月	1,671,700 (24.3)	2日	136,163	76,734
12月	1,936,446 (24.0)	19日	4,725,425	504,068
年中	1,535,408 (14.5)	67日	7,828,860	
前年	1,340,458 (7.4)	10日	4,075,822	

(注) かっこ内は前年同期比増加率(%)。

(出所) 日本銀行調査局『本邦経済統計』昭和12年、および日本銀行保有資料。

止スルモノトス」という「附則」が加えられた。こうしたことは当時、政府や本行の首脳が、この保証発行限度の拡張によって、国民のインフレ心理が助長されることを恐れていたことを示している。

しかし保証発行限度の拡張は、これだけにとどまらなかった。その後も銀行券の強い増勢が続いただけでなく、昭和13年7月、本行の正貨準備から3億円を払い出して外国為替基金を設置したこともあり、同年11月以降再び制限外発行が頻発するようになり、年明け後の昭和14年1月～3月にも50日もの制限外発行をみることになった。このため、前述の昭和13年の保証発行限度拡張からちょうど1年後の昭和14年4月1日、その限度はさらに22億円に改められた(「昭和十三年法律第六十四号中改正法律」法律第58号)。

このように保証発行限度は前年来相次いで拡張されたものの、それから半年後の同年9月に欧州戦争が始まると、銀行券増発のテンポは一段と速まり、12月以降制限外発行が常態化するようになった。こうして再び保証発行限度を拡張せざ

るをえない事態を迎えたが、第75回議会で小笠原三九郎議員がこの問題を取り上げ、昭和15年2月12日、政府に対し①最近制限外発行が恒常化しているが、通貨の増発に合わせて、しばしば保証発行限度を引き上げるのは問題である、発券制度を改正する意思はないか、②保証準備制度を廃止して最高発券制限制度を採用するほうが実情に適するのではないか、という質問を行った。つまり小笠原議員は最高発行額制限制度を採用すべきことを示唆したわけである。この注目すべき質問に対し桜内幸雄蔵相は、発券制度の根本的改正を行う意思はないと答弁したが、同時に通貨膨張について臨時的措置を講ずる必要のあることを認めた。⁽²⁾

これと同じころ、本行もまた、こうした事態に対処する方針を検討していたが、そこでは、保証発行限度の拡張をしばしば繰り返し、形式上限外発行が生じないように受動的に対応していくことは妥当ではなく、制限外発行の警戒信号としての効果を發揮させるという意味で、この際あえて保証発行限度の引上げを行わず、制限外発行の状態をそのままにして置くほうがよいという、現状維持論が有力であったようである。⁽³⁾ 2月25日付の『東京朝日新聞』の社説もまたこのような考え方を支持していた。しかし同時に本行は発券制度を根本的に改正することになった場合に備えて、新しい発券制度につき、次のような考え方を取りまとめた。

イ、臨時立法により総発行高に対する限度を（例えば30億円と）定め、1年以上経過した後において必要あるときは、大蔵大臣が次の条件に従って、毎年1回に限りその限度を増減できること。

- ① 一定の諮問機関の審議を経ること。
- ② 増減の範囲を5億円とすること。
- ③ 新しく決定した限度は、その後の1年間に對応したものであること。

ロ、総発行高に対する準備は、金銀地金、商業手形、政府発行の公債証書・大蔵省証券、その他確実な証券とし、正貨準備と保証の区別を廃止すること。

ハ、制限外発行に関する「兌換銀行券条例」の規定はそのまま新制度にも適用すること。

ニ、なお、朝鮮銀行券および台湾銀行券についても以上に準じた制度に改めるとともに、両銀行券の支払準備として兌換銀行券を充当する部分については日本

銀行への預け金をもってこれに代えうことにしてこと。

以上の内容は一口でいえば、基本的には最高発行額制限制度を承認しながら、そこにいろいろ制限を付加することによって、この制度がルーズな運用に流れるこことを防止しようと配慮したものであった。また銀行券の発行限度の決定に当たって諮問機関の審議を経るという考え方は、戦後、昭和22年に発足した「通貨発行審議会」に似た構想として興味深い。しかしながら日中戦争前において再三にわたって検討されていた発券制度は、保証発行制限制度ないし比例準備制度であり、これらはいずれも「金準備」を基礎とした制度、すなわち、金本位制度に対応した発券制度であった。ところが上述の最高発行額制限制度では、「金」は保証物件の一つにすぎず、その意味で「金」から離れた制度であった。すでに昭和7年に保証発行限度が1億2000万円から一挙に10億円へ拡張された際、この改正によって発券制度は形式上はなお金本位制度に対応する従前の保証発行届伸制限方式を維持しながらも、実質的には管理通貨制度へ移行したと述べたが、今回上記のような最高発行額制限方式が採用されることになれば、発券制度は名実ともに変化を生ずることになる。

当時、本行の真意は、こうした「金」から離れた最高発行額制限制度の採用には消極的であった。⁽⁶⁾ それにもかかわらず、本行自身が最高発行額制限制度案を作成したことは、将来場合によっては、こうした管理通貨制度の採用を承認せざるをえなくなるかもしれないとの考え方方が本行内部に出ていたことを示すものといえる。前述の小笠原議員の質問のほかに、当時大蔵省銀行局にも最高発行額制限制度を支持する空気が強かったといわれている⁽⁷⁾ので、そうした事情が、本行に上記のような案を作らせた背景となっていたのであろうが、同時に本行自身も前述のように本行保有金が減少する一方銀行券が急増する状況の中で、保証発行届伸制限制度の運用に限界を感じていたものであろう。こうした最高発行額制限制度の採用は昭和15年中は実現されなかったが、後述のように昭和16年4月から同制度が実施され、さらに昭和17年に制定された「日本銀行法」の中に引き継がれた。

以上のように、昭和15年春に発券制度が論議されたものの、その際制度の改正は見送られた。しかしその間にも銀行券発行の増勢はますます高まり、昭和15年

12月の制限外発行額は1日平均14億円もの多額に達するに至った。こうした事態の到来は、当然予想されるところであり、同年春以降も発券制度の在り方について引き続き検討が行われていたことはいうまでもない。そして同年秋になると、本行の態度は、とりあえず戦時における臨時立法として最高発行額制限制度の採用に踏み切ろうという方向に固まりつつあった。⁽⁸⁾ 同年10月調査局はそうした発券制度改正の試案を取りまとめて、これを顧問会⁽⁹⁾に提出したが、この試案は顧問会⁽¹⁰⁾でも支持された。いまこの試案の主要部分を抜粋すれば次のとおりである。

一、改正制度は戦時に於ける臨時立法とすること

内外経済情勢の変転逆睹し難きを以て此際恒久的制度を確立するは適当にあらざるべし

二、金を準備より外し……純然たる管理通貨制度を採るを適當とすべし

三、〔省 略〕

四、銀行券の発行限度は毎年一回大蔵大臣之を定むること、一定期間(例へば十五日)を超過右限度以上の発行を為さんとするときは、日本銀行の申請に基き期間及金額を限り大蔵大臣の許可を要すること、(但現行の制限外発行税制度は之を廢止すること)

大蔵大臣が右発行限度を決定し又は限度外発行の許可を為す場合には特別委員会の議を経ることを要すること〔以下説明文は省略、ただしこの中で「特別委員会」については「大蔵大臣及日本銀行総裁を含む通貨管理委員会の如き特別機関」と説明されている〕

五、六、〔省 略〕

以上のような状況の中で、政府は、昭和15年12月26日開会の第76回議会に「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ關スル法律案」を提出した。この法案の内容は次のようなもので、その大綱は前述の本行作成の試案と異ならないものであったが、ただ本行試案にあった①制限外発行税の廃止、②発行限度決定のための特別委員会の設置、は盛られていなかった。

- イ、日本銀行の兌換銀行券発行限度は大蔵大臣がこれを定める(第1条第1項)。
- ロ、上記限度を超えて兌換銀行券を発行する場合には、大蔵大臣の許可を要するとともに、その超過発行高について発行税を納付しなければならない(第1条

第2項)。

ハ、兌換銀行券発行の保証物件は金銀貨、地金銀、国債、大蔵省証券、その他確実な証券、商業手形とする(第2条)——これにより、兌換銀行券の正貨準備発行と保証発行の区別は廃止される。

政府は議会における法案説明の中で、「我が國今日の通貨は管理通貨の実体を備ふるに至つて居る」ので、「既に其の意義を失」った現在の発券制度をそのままにして置くことは、単に「実情に副ひませぬばかりでなく」現状について「臨時の不合理、又は不健全なる措置であるかの如く誤認せしめ」ことになると述べた。⁽¹²⁾これに対して議会では銀行券膨張のテンポが速すぎるのでないか、銀行券の発行限度を決める基準は何かといった点に質問が集中した。⁽¹³⁾昭和15年中の銀行券平均発行高が前年のそれを4割も上回っていた当時の状況を考えれば、これらは当然の質問であったといえよう。

また、かねてから管理通貨制度支持論を展開していた『東洋経済新報』もこの改正には疑問を呈した。すなわち同誌はこの改正について、「通貨調節の新しい基準と機関」が必要であるにもかかわらず、それがないまま「保証限度の再拡張だけでは余りに弥縫性が強過ぎるから、発券準備の制度を稍や根本的に改めて誤魔化して置かうとかいつた、安易な考へ方が」支配しているのではないかとし、「どうせ現在は、何も彼も変態な」戦時であるから、「限外発行が常態化したからとて、大して不思議に思ふ者はあるまい」と述べ、根本的な「方針を確定する事なくして、ただ漫然と現行の制度を変へる事には」賛成し難いとした。⁽¹⁴⁾

しかし他方、議会では「今日殆ど有名無実となつて居るやうな現行制度を、斯う云ふ風に御改めになると云ふことは、是は洵に結構なことで」といった発言もあり、⁽¹⁵⁾結局この法律は昭和16年2月24日、政府原案のまま成立した。これにより銀行券の発行限度は以後議会に諮ることなく、大蔵大臣の権限で弾力的に変更できることになったわけである。なお同時に朝鮮銀行・台湾銀行の発券制度も本行の制度と同じように改められるとともに、その発行保証物件に新しく本行に対する預け金が加えられた(「朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ関スル法律」)。⁽¹⁶⁾この改正は、前述の本行の改正構想の中に盛られていたものを実現したものであった。

「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」は、昭和16年3月3日、法律第14号として公布され、4月1日から施行されたが、施行に先立ち、大蔵省は昭和16年度の銀行券発行限度につき、本行の意見を求めてきた。これに対し、本行は3月12日付で「凡そ四十八億円と相定められ可然」と回答したが、最終的に大蔵省はこれを1億円減額して47億円とし、昭和16年4月1日付でこれを告示した。こうした銀行券発行限度の大幅引上げによって、当然のことながら、差し当たり制限外発行の日数・金額はかなり減少した。しかしこの制度改正以前に相次いで実施された保証発行限度の引上げにより、銀行券の過大な発行を抑制し、通貨の価値を維持しようという発券制度本来の意義は、すでに事実上喪失しており、今次の発券制度の改正は、銀行券の急増に合わせて発行限度を逐次引き上げるという実態をいっそう明らかにしたものにすぎないといえよう。

- (1) 日本銀行「兌換銀行券の保証発行限度拡張の件」(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻、昭和46年、所収) 158ページ。
- (2) 第75回帝国議会衆議院予算委員会における小笠原三九郎委員の桜内藏相との質疑応答(上掲『日本金融史資料』昭和編第33巻、昭和47年、所収) 517~518ページ。
- (3) 日本銀行「兌換銀行券発行制度ニ付テ(案)」(上掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収) 174ページ。
- (4) 昭和15年2月25日付『東京朝日新聞』社説「保証準備拡張の意味」。
- (5) 前掲「兌換銀行券発行制度ニ付テ(案)」174ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『発券制度ニ関スル研究』第1巻、昭和6年~16年。
- (7) 『銀行通信録』第109巻第650号(昭和15年3月20日) 46ページ。
- (8) 前掲『発券制度ニ関スル研究』第1巻。
- (9) 本行は昭和14年9月、時事問題につき意見を徵するため、山崎党次郎(東京帝国大学名誉教授)、三浦新七(東京商科大学名誉教授)を経済顧問として迎えた(昭和15年2月、志立鉄次郎・元日本興業銀行総裁を追加)。
- (10) 前掲『発券制度ニ関スル研究』第1巻。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (11) 第76回帝国議会「衆議院議事速記録」(前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻、昭和42年、所収) 209~210ページ。
- (12) 第76回帝国議会「衆議院 外国為替管理法改正法律案委員会議録」(同上所収) 127ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (13) 例えば昭和16年2月14日の衆議院委員会における武田徳三郎議員の質問(同上所収) 159~164ページ。

- (14) 『東洋経済新報』第1952号（昭和16年新年号）（昭和15年12月21日）社論「日銀発券制度の改正と通貨調節の新しき基準」30～31ページ。
- (15) 昭和16年2月17日の衆議院委員会における小笠原三九郎議員の質問（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）172ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (16) 当時朝鮮銀行・台湾銀行の銀行券増発に伴い、その支払準備として両行が保有する日本銀行兌換券も増加が著しかったから、両行の銀行券の保証物件に日本銀行への預け金を含めることは日本銀行兌換券の増発を抑える効果を持つものであった。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(3) 「日本銀行法」の制定

「日本銀行法案」の作成

昭和12年（1937年）の日中戦争勃発後、戦時体制強化の観点からいろいろな改革が実施される中で、金融制度改革に対する関心が高まった。本行内においてもこの点は同様で、例えば昭和16年4月2日の部局長会議において金融制度の在り方につき次のような意見が述べられている。⁽¹⁾

国債の消化は其発行の計画性と共に低金利政策の完遂を要件とすることは第一回部局長会議にて述べたるところなるが、金融機構の整備は之が目的達成上緊急事なるのみならず、金融機関の強化は国民の貯蓄に対する不安を除き通貨の市場滞留を少からしめ、更に本行の金融統制力を増強するものなれば、地方銀行の合同を一段と勧奨すると共に、是等合同後の新銀行と中央大銀行と親子の関係を結ばしむることに本行は積極的に乗出すべき必要ありと思考せらる、

このような雰囲気の中で、本行はまたま昭和17年10月をもって営業期間の満了を迎えることになっており、これを機会にかねてより種々検討されてきた本行制度の全面改正が行われることになった。すでに大蔵省ではかなり以前から日本銀行制度の検討作業に入っていたが、昭和16年5月「日本銀行制度ノ根本的改正ノ必要ニ就テ」と題する文書を作成した。この文書は前段においてまず日本銀行制度改正を必要とする理由を述べ、後段においては改正を要する主要点について述べたものであるが、まずその前段を引用しよう。⁽²⁾

一、現行の日本銀行関係法規は何れも其の制定古く、爾來当面の必要に基き一部改正又は特別若は臨時立法に依る改正は屢次行はれ来りたりと雖、其の拠つて立つ基本的建前に付ては未だ何等根本的変革を加へらることなくして今日に及べり、

然るに支那事変勃発以来既に満四年を経過せる今日、我国内外諸般の情勢は全く一変を來し居り、之に伴ひて日本銀行の使命、性格、機能等は實質上根本的に改変を遂げたるに不拘、制度自体は依然として其の旧套を改められざるが為、今や同行に関する現行の制度は實に同行運営の実際と遊離し居れるのみならず、今後同行をして其の職責を尽さしむる上に却て障礙となりつつあるものと認めらる、

加之現行日本銀行制度は日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四号及金準備評価法より成立し居り、而も規定の体裁は新旧多様にして調和なく、是等の全体を通じて其の制度の内容を総合的に且明確に理解する上に甚だしく不備なるを以て、新なる構想の下に是等諸法規の統合整理を行ふは之亦緊要のこととに属す、

勿論從来と雖も日本銀行制度に関し相当大規模に之が改正を企図せられたることなきに非ず、近くは昭和十二年春同行の業務に関する規定の全般的改正に付て議を進められたりしが、偶々支那事変の勃発に遭ひ其の前途の見透困難なりしを以て斯かる際に同行制度の恒久的改変を行ふは適當ならずとの理由を以て中止せられたることあり、然るに今や我国は高度国防国家の完成を目指して計画経済を実施する為、各般の方面に亘つて新なる体制を整備しつつあるときなるを以て、此の時に當つて我国金融制度の中核たる日本銀行制度の全面的改正を斷行するは正に其の時期を得たるものと謂はざるべからず、加之日本銀行は明年十月を以て創業六十年を迎ふると共に其の営業期間も亦満了するものなるを以て此の点よりするも現在の時期は右改正を行ふべき最適の機会なりと認めらる、

さらにこの文書は、後半の部分において、日本銀行制度につき改正を要する主要点として次のような事項をあげている。⁽³⁾

- イ、組織……一種の株式会社形態の日本銀行を「純然たる公的機関」とするため、「其の組織に根本的改変を加ふる」必要がある。
- ロ、職員……日本銀行「職員の地位（職務、責任、任免等）に付一段と公的性質を濃化する」必要がある。
- ハ、業務……次のような改正が必要である。

- ① 「現行業務規定は商業金融業務を中心とし、産業金融に付ては関与せざるが如き建前と」なっているが、今後は産業金融の「調整疏通に任ずるの必要」があるので、「直接株式、社債等を担保とする貸出」ができるようにする。
- ② 「金融調節の機能を發揮」させる観点から「手形、国債及一定の債券の売買を為す等の方法に依り」「積極的に市場操作を行ふこと」を日本銀行の「本来の業務」とする。
- ③ 日本銀行は「外国為替政策其の他国際金融の遂行に対し一層積極的に関与する」必要があるので、「同行は外国為替の売買を為し得る旨の明文を設くると共に国際金融取引上必要あるときは外国金融機関との間に出资、クレジットの供与、為替決済協定等を行ひ其の他所要の措置を探り得ること」とする。
- ④ 「日本銀行は中央銀行として我国信用制度の保持育成を図るべき任務を有し、之が為必要あるときは資金の融通、債務の保証、損失の補償等所要の措置を探るべき」ことを明記する。

ニ、発券制度……「兌換銀行券条例に基く発券制度は」本年3月公布の法律第14号（「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」）により改正されているが、「同法は臨時的且部分的改正たるに止る」ので、この際「兌換制度改変の問題をも含む根本的且恒久的なる新発券制度を創設する」必要がある。

ホ、その他……日本銀行の監督制度および経理に関する規定に改正を加えることが必要である。

以上から明らかなように、この文書は、日本銀行制度の改正要点をかなり具体的に述べており、しかもそれらは後に制定される「日本銀行法」の中に生かされている。つまり「日本銀行法」の骨子は、このころすでにでき上がっていたわけである。他方本行でも、上記大蔵省文書が作成された昭和16年春ごろ、新しい事態に即応すべき金融機構のあり方、その中における本行の在り方等について、いろいろ検討が行われていた。⁽⁴⁾もちろんそうした検討項目の中には、直接、日本銀行制度の改革につながるものも含まれていたが、当時の検討の姿勢は必ずしも新しい法律の制定を明確に意識したものではなかったようである。本行がその点で

具体的な制度改正の概要を取りまとめたのは、16年8月の特別調査委員会による「日本銀行制度改善要綱」であった。これは日本銀行制度全般にわたる極めて具体的なものであった。その内容は次のとおりである⁽⁵⁾（ただし各項の理由・備考・付記は省略）。

第一、組織に関する事項

日本銀行の組織に付ては株主の権限・役員制度に適当の改善を加へ其の公法人的性格を一層明確ならしむること

第二、資本構成に関する事項

日本銀行の資本構成に付ては現行制度を改むる必要を認めざること

第三、役員制度に関する事項

一、総裁は日本銀行を代表し行務を綜理すること

一、副総裁は総裁を輔佐し総裁事故あるときは之を代理し総裁闕員のときは其の職務を代行すること

一、理事は総裁及副総裁を輔佐し行務を掌理すること

一、総裁及副総裁の任命並に任期は現行通りとすること

一、理事は総裁の推薦により大蔵大臣之を命ずることとすること

理事の員数、任期等は現行通りとすること

一、総裁、副総裁及理事を以て重役集会を組織し銀行諸般の事項を決議すること

一、参与理事は総裁の推薦に依り大蔵大臣之を命ずることとし、其の員数を適当に増加すること

一、監事の権限を経理監査の範囲に止め行務の運営に付ては関与せざるものとすること

監事の選任、任期、員数等は現行通りとすること

第四、株主総会に関する事項

株主総会の権限を制限して其の主たる内容を

(イ) 定款の変更

(ロ) 資本の増減

(ハ) 営業年限の延長

(ニ) 営業報告並に利益金処分に関する報告の受理

(ホ) 監事の任免

と為すこと

第五、業務に関する事項

政府の金融統制の実施に関する機関たる職能を拡充し、金融機関との資金的連繋を緊密ならしむると共に能動的に資金の放出若くは引上を順便ならしむる趣旨を以て日本銀行の業務を左の如く定むること

一、貸出

貸出の種類は左の如くすること

(一) 商業手形、銀行引受手形其の他の手形の割引

手形の種類を限定せず事情に依りては担保付手形割引をも為し得る余地を存することとす

(二) 大蔵省証券及之に準すべき政府証券又は手形の割引

将来政府手形発行のこともあるべきにより之が割引の途を開き置くこととす

(三) 国債其の他の有価証券、地金銀又は商品を担保とする貸付及輸出為替手形又は輸入為替手形其の他の債権を担保とする貸付

本項の担保品に付ては適當なる選択標準を設くこととす

(四) 当座貸越

割引手形の支払期限及割引に充つる金額に付大蔵大臣の許可を要する制度は之を廃止し公表すべき割引歩合及貸付利子歩合の決定に付ては大蔵大臣の許可を要することとすること

現行条例に於ては当座勘定貸及定期貸の利子歩合に付き大蔵大臣の許可を要することとなり居れるが、公定利子歩合の決定は其の及ぼす影響重大且広汎なるに鑑み總て大蔵大臣の許可を要することとす

二、手形及有価証券の売買

売買し得る手形及有価証券の種類は左の如くすること

(一) 日本銀行に於て割引せらるべき手形（担保付手形を除く）

(二) 国債、大蔵省証券及之に準すべき政府証券

手形及有価証券の売買に付ては總て大蔵大臣の許可を要せざることとすること

三、預り金及預け金

預金の種類は条例に限定せず、又無利子有利子孰れたるも差支なきこととす

能動的に資金を引上又は放出する為利付預金及預け金制度を活用す

四、内国為替

五、地金銀（外国貨幣を含む）の売買

六、外国為替

七、手形金の取立、保護預り其の他の付随業務

八、日本銀行は以上の業務の外左記事項を行ひ得ることとすること

(一) 国債其の他の政府証券の応募又は引受

(二) 外国に於て借入金をなし又は預け金をなすこと

(三) 外国に於て手形、大蔵省証券其の他之に準ずる政府証券の売買をなすこと

九、日本銀行は大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば前掲以外の業務を行ふを得ざること

特別調査委員会がこの「日本銀行制度改革要綱」（以下「改善要綱」という）をまとめたのは、日米関係が急速に悪化しつつあったころであったが、これに先立つ7月11日に政府が発表した、前述の「財政金融基本方策要綱」は、本行の機能整備につき次のように述べていた。⁽⁶⁾

政府の金融統制の実施に関する機関たる機能を一層整備充実し、各金融機関との資金上の関係を緊密にし、金融の情勢に応じ金融資金を能動的に引上または放出し、具体的に金融を調整する機能を拡充す

つまり、本行が作成した上記の「改善要綱」は、こうした緊迫した情勢の中で作られたものであり、その基本的な考え方は、この「財政金融基本方策要綱」に沿ったものであった。このように、いわば異常な環境を色濃く反映しているとはいえ、この「改善要綱」は当時の情勢を踏まえながら、本行のあるべき姿を本行自身が端的に表現したものとして、重要な意味を持っているといえよう。そこで以下、この「改善要綱」について注目すべき点を、それまでの日本銀行制度改革案や前述の大蔵省の文書等をも参考にして考察してみよう。

第1点は、本行の法的性格についてである。「改善要綱」は、本行の公法人的性格を明確にすることは必要としながらも、他方株式会社の形態そのものは残すことにしており、この点は昭和5年の大蔵省・日本銀行共同調査会の検討結果と同じであった。株式会社形態を残す理由について「改善要綱」は、「此際形式に囚はれ殊更其の組織を飛躍的に変革するが如きことは其の及ぼす影響の甚大なる

に顧み努めて之を避くるを適當とすべく」と述べている。しかし当時、大蔵省は「株式会社組織は本来私的営利の組織」としてこれに否定的であった。⁽⁷⁾なお特別調査委員会の審議過程では、「動もすれば営利を目的とするかの如き誤解」を避けるため、この際「特別の法令に基く法人」としたほうがよいという論議があつた。⁽⁸⁾後述のように最終的にはこの案が採用されることになるが、この段階で、本行内にもこうした見解があったことは注目されよう。

第2点は総裁の地位を著しく強化していることである。「日本銀行条例」においては、「日本銀行ハ総裁一人副総裁一人理事五人ヲ以テ綜理スル者トス」(第17条)とあり、本行の運営については、総裁・副総裁・理事が共同して責任を負う体制をとっていた。ただこの点については、かねてから総裁の地位・職務権限が不明確であるという議論があったことは既述のとおりである。これに対し「改善要綱」は、総裁が「日本銀行を代表し、行務を綜理する」ものとし、副総裁は総裁を、理事は総裁・副総裁を補佐するものとしてそれぞれの地位を明確にした。もっとも日本銀行の意思決定機関としての重役集会を引き続き置くことにしているから、この点は翌年に公布された「日本銀行法」において総裁単独による意思決定を認めたのとは、かなり異なっていた。ただしこの問題について特別調査委員会内にも「行務の運営に付ては総裁は其の最高の責任者なるを以て、重役集会は多数決に依らず総裁之を統裁することに改め総裁の地位並に責任を明確ならしむるを適當とする」という意見もあった。⁽⁹⁾さらに理事の選任について、「日本銀行条例」では株主総会において選挙し大蔵大臣が任命することになっており(第19条)、その後の改正論議においても、ほぼ同じような考え方が主張されてきたのに対し、この「改善要綱」では総裁の推薦により大蔵大臣が理事を任命することになっており、この点でも総裁の地位強化が図られている。

第3点は業務の内容についてである。まず産業金融の問題については、かねてから見返品制度に見合った法改正を求める論議が行われ、すでに昭和5年の大蔵省・日本銀行共同調査会作成の業務改善案において、その線に沿って貸出担保を拡充することが提案され、昭和12年にも本行は同様の内容の条例改正案を作成しているが、今次の「改善要綱」の内容もこの点については全く同様であった。た

だこのような制度改革の意義が、日中戦争勃発前後のころを境にして、それ以前とそれ以後の時期ではかなり異なった受取り方をされていたことはすでに指摘したとおりである。その意味でこの改正については、制度そのものの可否というよりは、その運用態度こそが問題であったといえよう。また外国為替を本行の業務として明記すべきことも、かねてからの懸案であった。さらに注目されるのは、資金吸收・放出策として本行に対する預金や本行からの預け金を活用しようとしていることである。このうち前者は支払準備制度と同一のものではないが、本行が金融調節手段の多様化を図ろうとしていたこと、とくに当時本行が膨大な財政資金の散布による市中の余剰資金をいかにして吸収するかに腐心していたことを背景とするものであった。

第4点は、公定歩合についての大蔵大臣の認可制である。この「改善要綱」は、「日本銀行条例」では国債を抵当とする定期貸または当座勘定貸の利子の変更についてのみ必要とされた大蔵大臣の「許可」を公定歩合全体に広げようとしたものであった。すでに述べたように、昭和12年に大蔵省と本行の間に設けられた「日本銀行条例改正打合会」では、大蔵大臣の認可制を公定歩合全体に広げようとする大蔵省の主張に対し、本行は逆に認可を全面的に不要とすることを主張し、結局そこでまとめられた改正案の本文には本行の意見が取り入れられ、大蔵省の主張は付記という形で示されていた。このような経緯から考えると、この間本行をめぐる環境に変化があったにしても、この段階で本行側からこうした案が出たのは了解に苦しむところといわざるをえない。

第5点は、この「改善要綱」が発券制度についてなんら言及していないことである。従来本行の発券制度に関する考え方とは、銀行券発行を完全に「金」から切り離すことについて、どちらかといえば消極的であった。しかし他方管理通貨制度支持の風潮がしだいに強まりつつあったし、現実問題としても臨時の措置とはいえ、すでに銀行券発行と「金」との特別の関係は断たれ、「金」は発行保証物件の一つにすぎなくなっていた。しかも戦時物資の輸入急増に対処して「金」を対外決済に用いるために、本行保有金を銀行券の発行準備から解放すべきであるとの考え方も強かった。発券制度の在り方は中央銀行制度改革の重要な柱ではあ

るもの、こうした状況の中で、特別調査委員会は容易に結論を見いだせなかつたのであろう。

その後昭和16年11月18日、賀屋大蔵大臣は、第77回臨時議会（衆議院予算委員会）において「日本銀行条例」の全面的改正法律案を次の通常議会に提出したい旨⁽¹¹⁾言明し、また同日、大蔵省は本行に対し「日本銀行関係法律中業務及銀行券関係条項改正要綱案」⁽¹²⁾を提示してきた。これはその表題が示すように業務および銀行券のみに関する制度改革の素案であったが、その後この案の内容はほとんど「日本銀行法案」に盛られており、その意味で昭和17年の改組後の本行の在り方を規定したものであった。この大蔵省案の提示をうけた本行は、直ちに特別調査委員会においてこれを検討し、その結果に基づいて「業務ニ関スル改正条文試案」⁽¹³⁾を作成し、これを大蔵省に提出した。ただし発券制度については試案は作成されず、後述のように当時のような状況の下での改正には反対であるとした。

それではここで示された大蔵省案はどのような特色を持ち、また本行はこの案をどのように受けとめたかをみることにしよう。

イ、業務について

大蔵省案に盛られた本行の通常業務は、その内容において前述の本行特別調査委員会で作成した試案とあまり大きな差はなかった。しかしこの大蔵省案には、通常業務以外に次のような、昭和17年の改組後の本行のあり方を規定したと思われる、極めて重要な事項が含まれていた。

第五 日本銀行は国際金融取引上必要ありと認むるときは大蔵大臣の認可を受け外国銀行又は之に準ずる銀行に対する資金の融通、資本の出資、為替清算協定に基く取引其の他の必要な業務を行ふことを得ること。

第六 日本銀行は信用制度の保成の為必要ありと認むるときは大蔵大臣の認可を受け必要な業務を行ふことを得ること。

大蔵大臣は信用制度の保成の為必要ありと認むるときは日本銀行をして必要な業務を行はしむることを得ること。

第七 日本銀行は本法に記載せざる業務を行ふことを得ざること、但し大蔵大臣の命令ありたるとき又は認可を受けたるときは此の限りに在らざること。

この大蔵省案を検討した本行の特別調査委員会は、以上のうち、かねてからその必要が認められていた国際金融業務に関する第五の項を除き、第六と第七の項に反対した。第六の「信用制度の保成の為」に必要な業務については、「金融恐慌等非常事態」といった「特殊の事例を予想」した条文を「中央銀行の恒久的立法中に掲記するは却て中央銀行の信用維持上適當ならず」というのが、特別調査委員会の意見であった。したがって同委員会はこの条項を削除し、非常の事態に際しては、臨機に対応できるよう本行貸付の担保の範囲を拡張しておくことを提案したが、同時に同委員会は「信用制度の保成は中央銀行の重要職能の一たる」（傍点は引用者のもの）ことを認め、法律に中央銀行の職能を掲記する場合には「信用制度の保成」を条文中に明記すべきであると主張した。⁽¹⁴⁾ なお現行「日本銀行法」の目的規定にある「信用制度ノ保持育成」という文言については、戦後、昭和32年～35年の金融制度調査会における審議の中で、本行はこれを削除するのが適当と主張し、この見解は昭和35年9月の金融制度調査会答申でも受け入れられた。また第七の政府の業務命令権についての特別調査委員会の意見は、法律の中に業務の種類を限定しておきながら、大蔵大臣がいかなる業務をも命令できるのは不適当であるという観点から「本法に於て予想せざる業務に付ては大蔵大臣の認可に依り之を行ひ得る程度に規定し置くを適當とす」というものであった。

四、発券制度について

銀行券発行に関する規定についての大蔵省案は、基本的に前述の昭和16年「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」の内容、つまり大蔵大臣が銀行券の最高発行額を定めるというものであり、兌換に関する規定は削除することになっていた。しかし特別調査委員会は次のように、戦時という特殊な時期に発券制度の根本問題を検討するのは適當ではないとし、それを将来の課題として残すことを提案した。⁽¹⁵⁾

日本銀行の発行する銀行券の単位は円を以て之を表示すべきことと定め、兌換に関する規定を削除し、現在日本銀行券の兌換が停止せられ居る点を恒久法化せんとするは、貨幣法其の他関係法規との関聯に付ても慎重なる研究を要する所にして、貨幣法等の改廃を必要とする場合もあるべし。経済界が変動期に在り、各国の幣制も如何な

る進捗を辿るべきか予測し難き今日に於て特に斯かる貨幣制度の根本問題を取扱ふは、其の時期に於て適當ならざるべし。日本銀行券の発行に関しては現在の制度にて格別支障無きを以て、暫く現在の諸法令に依ることとし、将来の情勢を見極めたる上更に之を検討し、其の機会に關係法規の日本銀行条例への整理統一を期するを適當とすべし。

特別調査委員会がこの発券制度に関する意見をまとめたのは、太平洋戦争が開始される3日前の昭和16年12月5日であったが、この太平洋戦争開始によって日本銀行制度改革に関する法案の作成はいっそう急がれることになった。同月24日付の審査部長仕出回覧は、法案作成の慌ただしい様子を次のように記録している。⁽¹⁷⁾

河野事務官より聴取

- 一、大蔵大臣御多忙の為め組織及経理に関する根本問題未だ決定し居らず恐らく明日中には決定し頂くこととなるべく年内には成案御内示出来ると思ふ
- 一、一月六日迄に脱稿の上法制局に廻し十五日には法律案として提示すべしとの命にて余日なく困惑し居れり
- 一、右様の次第なれば委員会を開き逐条審議するの余裕なく此点誠に恐縮し居る次第なり
- 一、曩に御内示したる業務及銀行券は略々決定し居り銀行券につきては貨幣法をも改訂する心算なり

その後間もなく、12月29日に大蔵省は「日本銀行法案要綱(案)⁽¹⁸⁾」を本行に内示した。これは新しい「日本銀行法」の全貌を法律案に近い形でまとめたものであった。この中では前述の業務・発券制度に関する本行側意見のうち、業務についての主張の一部がとり入れられているだけであった。業務・発券制度以外の事項については前述のような時間的経過からみて、本行側の意向は聴取されることなく、大蔵省側のみの意向によって急ぎ取りまとめたものと推測される。日本銀行制度改革に関する、これまでの経緯をみれば明らかのように、日本銀行制度は金融制度全体の中でその中核を占める重要なものとして、その改正については常に慎重な審議を行うことが前提とされてきた。その点からいっても、こうした

手続をほとんど省略して、日本銀行制度全般にわたる改正につき政府が一方的に改正要綱案を作成したというのは、全く異例なことといわなければならない。

本行は直ちにこの要綱案を検討し、本行側の意見を取りまとめた。そして12月30日には大蔵省に対し本行の意見を文書で内申した。この文書は、まず日本銀行制度改革に関する基本的な考え方を次のように述べている。⁽¹⁹⁾

一、日本銀行並に其の発行する銀行券は内外に対し其の信用を維持すること絶対に必要なるを以て恒久法中に些かたりとも之に疑念を懷かしむるが如き虞ある条項は之を避け非常措置に関する事項は特種立法と実際の運用とに委ねるを根本方針とすること

二、日本銀行は政府の金融政策に順応し之と表裏一体の関係にあるべきは勿論なるが、其の関係は政府の一部局例へば預金部等と異なり日本銀行総裁の全責任に於て運営せらるべき独自の存在たるべきこと

そしてこの文書は、以上のような考え方に基づき、大蔵省の改正要綱案に対し、10項目11件にわたる修正意見を申し入れた。

そのうち主なもの要点は次のとおりである。

- (イ) 日本銀行の職能として通貨の調節、金融の調整、信用制度の保成等のほか、金融統制の実施を掲げること。
- (ロ) 理事および監事の大蔵大臣任命に当たっては総裁の推薦を要件とすること。
- (ハ) 役員に対する報酬その他給与については大蔵大臣が定めることになっているが、これを大蔵大臣の認可事項とすること。
- (ニ) 役員の解任についての規定を削除すること。
- (ホ) 大蔵大臣の命令または認可によって、いかなる業務をも行いうるような規定は設けないこと。
- (ヘ) 日本銀行の保証物件について大蔵大臣の認可があれば、いかなるものも充当できるような規定は設けないこと。
- (リ) 毎事業年度の経費予算について大蔵大臣の認可を要するとする規定を削除すること。

大蔵省案に対する本行の修正申入れ、それに対する大蔵省の回答といった、両

者の交渉は再度にわたって行われたものの、その期間は極めて短かく、早くも年明け後の昭和17年1月7日に政府は「日本銀行法案要綱」を閣議決定するとともにこれを公表した。⁽²⁰⁾さらに1月10日には大蔵省の省議において「日本銀行法案」を決定した。前述のように大蔵省が本行に対して「日本銀行法案要綱(案)」を内示したのは、前年12月29日であったから、それから法案決定までわずか12日というスピードぶりであった。こうした経過だけからみても、大蔵省・本行の間に意見調整を十分に行う時間的余裕が与えられないまま、この法案が誕生したのは否めないところであった。

この法案作成に当たり、大蔵省側は本行の修正意見により理事の大蔵大臣任命について総裁の推薦を要件とすることを採用したほか、若干の手直しに応じたが、前述の要綱案の基本線は崩さなかったから、発券制度に関する意見を含め、本行修正意見の大部分は実現しなかった。

なお上記のような大蔵省作成の「日本銀行法案要綱」の背後にある基本的観念は、当時のナチス的統制経済思想であり、同要綱決定約2年前の1939年（昭和14年）6月にナチスによって制定されたドイツ・ライヒスバンクに関する法律が新しい「日本銀行法」のかっこうの事例として参考にされたといわれている。⁽²¹⁾

「日本銀行法案」の内容

「日本銀行法案」はその後、法制局において字句の修正等多少の変更が加えられ、昭和17年1月16日の閣議決定を経て、1月19日、第79回議会（昭和16年12月26日開会）に提出された。この法案の内容については、これまで述べてきたところからも、ある程度知ることができるが、ここで法案の章別（ただし罰則を除く）にその重要な点を紹介しておくことにしよう。

イ、総則（第1章）

総則ではまず日本銀行の公共的性格が強調されている。すなわちその目的規定は「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」（第1条第1項）となっており、これを受け、その運営理念として「日本銀行ハ専ラ国家目

的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」(第2条)と規定された。また日本銀行の法的性格については法人とのみ規定され(第1条第2項)、公法人・私法人のいずれにも属さない特殊法人の形態がとられた。その資本金は1億円とされ、うち5500万円は政府が出資することとされた(第5条)。

ロ、職員(第2章)

日本銀行の役員としては総裁・副総裁各1名、理事3名以上、監事2名以上、参与若干名を置くことになった(第14条)。このうち総裁・副総裁については政府が任命し、理事・監事・参与については主務大臣が任命することになっているが、理事の任命については本行の主張により総裁の推薦を要件とすることになった(第16条第1~第4項)。役員に関する規定のうち注目されるのは総裁の地位についてである。すなわち「総裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス」(第15条第1項)とされ、副総裁・理事は、これを補佐するものとされている(第15条第3項)。「日本銀行条例」の下では日本銀行の意思決定は重役集会の決議によって行われることになっていたのに対し、この新法案では総裁単独で、その意思決定を為しうるとされた(もっとも新しい「日本銀行定款」のなかに業務執行につき重要な事項を審議するための「役員集会」に関する規定が設けられた)。なお日本銀行の職員は「法令ニ依リ公務ニ從事スル職員」とみなされることになった(第19条)。

ハ、業務(第3章)

業務の面ではその範囲がかなり拡大された。まず手形割引の対象としては商業手形、銀行引受手形のほか「其ノ他ノ手形」を加え、また貸付の担保としては「手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品」と広範囲に規定された(第20条)。後者の点は前述のように見返品制度との関係から、かねて問題とされていたところであるが、このほか割引対象手形の範囲を拡大したことによって、割引・貸付面における裁量の範囲は著しく拡大された。また「商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ売買」を行うことができるとされ(第20条第5号)、公開市場操作が本行の通常業務として認められた。さらに日本銀行は、その「目的達成上必要アル場合」、「主務大臣ノ認可」があれば

「日本銀行法」に規定していない業務をも行いうることになった（第27条）。この点について前述のように大蔵省の当初案には大蔵大臣の認可があった場合のほか、大蔵大臣の命令があった場合にも、「日本銀行法」に規定しない業務を行いうることになっていたが、本行の反対で「命令ありたるとき」の表現は削除された。しかし反面後述のように主務大臣の業務命令権が盛り込まれたから、実質的には本行の意見は採用されなかつたといえよう。また重要な改正としてすでに触れた点であるが、公定歩合の決定は大蔵大臣の認可事項とされた（第21条第1項）ほか、政府に対する無制限の無担保貸付（第22条第1項）、外国為替の売買（第23条）、国際金融取引（第24条）についての規定が設けられた。このうち対政府貸付に関する規定は、本行引受けにより国債が発行されていた当時の状況のもとでは、格別の意義はないかもしれないが、中央銀行に関する基本法のなかにこのような規定が挿入されたことは見逃しえない点であるといえよう。

ニ、銀行券（第4章）

発券制度は中央銀行制度改革の重要な柱であったが、前述のように本行は当面恒久的改正を見合わせるべきであるとの立場をとっていた。しかしこの意見は結局採用されず、この法案では最高発行額屈伸制限制度をとることになった（第30条、第31条）。この場合日本銀行は銀行券発行高に対し同額の保証を保有する必要があったが、その保証物件には、地金銀や外国為替も含まれ（第32条）、銀行券の正貨準備発行と保証発行の区別は廃止された。もちろん銀行券兌換の規定はなく、明治17年（1884年）以来、「兌換銀行券」と呼ばれていた本行の発行する銀行券は、この法案では単に「銀行券」と呼ばれることになった（第29条）。これによって、わが国は名実ともに恒久的発券制度として管理通貨制度に移行することになった。

ホ、経理（第5章）

経理面では政府の監督が著しく強化された。すなわち日本銀行は毎事業年度の経費予算を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬとされた（第37条）ほか、財産目録、貸借対照表、損益計算書については主務大臣の承認を要することになった（第38条）。経費予算の認可制について、本行が大蔵省に対し反対の意

向を申し入れたことは前述したが、当時「会社経理統制令」によって一般法人の経理は厳しく統制され、また各種団体や金庫などの特殊法人の経理については主務大臣の認可制がとられていたので、これらとのバランス上本行のみに除外例を設けるのは不適当との形式的理由から、本行の意見は結局採用されなかった。なお昭和7年以来実施されてきた納付金制度は、この法案でも引き続き採用され（第39条第5項）、これに伴い「日本銀行納付金法」は廃止されることになつていた（附則、第78条）。

ヘ、監督（第6章）

「日本銀行条例」における政府の監督は、単に「営業上条例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ」（第24条）という消極的監督制度であったが、この法案では次のように積極的監督制度を採用した。⁽²²⁾ その第1は業務命令権、すなわち「主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ対シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」（第43条）という規定である。第2は監督命令権、すなわち「主務大臣ハ日本銀行ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得」（第44条）という規定である。これら二つの命令権のうちどちらか一つに絞るべきであると本行は主張したが、受け入れられず、二重の命令規定が設けられ、これらの規定を拡張解釈すれば、政府は本行に対しかなる事項でも命令できることになった。第3は政府および主務大臣に対し、役員解任権を認めたことである（第47条）。しかもその解任理由は「日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムル」場合を含む広範なものであった。このほか「日本銀行条例」と同様、日本銀行監理官を置くことにしており、この監理官は日本銀行の業務を監視するだけでなく、業務および財産の状況を検査し、また日本銀行の会議に出席して意見を述べができるという幅広い権限を持つものであった（第45条、第46条）⁽²³⁾。

議会における法案審議

衆議院における「日本銀行法案」の審議は、昭和17年1月22日から開始され、

2月5日には政府原案のまま衆議院を通過、直ちに貴族院に送付された。貴族院では2月6日から審議が開始され、同月12日、政府原案どおり可決された。当時はいわゆる翼賛議会の時代であったが、この法案については、衆議院においても貴族院においてもかなり活発な論議が行われた。そして後述のように少なからぬ批判もみられたが、それにもかかわらず、法案の採決に当たっては1人の反対もなく全会一致で可決成立し、2月24日に「日本銀行法」は昭和17年法律第67号として公布された。以下、両院を通じての主な論議を紹介することにしよう。

まず第1に、この「日本銀行法」の下における政府と日本銀行の関係に触れた質問があった。この点について政府側は「日本銀行は、眞に政府と表裏一体の関係」⁽²⁴⁾にあると答えたが、さらに衆議院の世耕弘一議員は、このような関係について「特長と欠点と云ふものが生じて来はしないか」とただした。⁽²⁵⁾この質問に対し、山際正道銀行局長は次のように答えているが、これは新しい「日本銀行法」制定のねらいを極めて明確に示しているといえよう。⁽²⁶⁾

従来の日本銀行制度に於ける日本銀行は、是亦御話の如く何と申しますか、極く平たい意味に於て成べく政治からは遠ざかる、政治の圈内に捲込まれないと云ふ建前であつたのであります、併しながら御承知の如く今後に於ける我が国の経済の行き方と云ふものは、總て政府の政策を中心として、其の政策の下に経済が統制されて行くのであります、今後の金融の中心機関である所の日本銀行は、勢ひ此の政府の政策と最も緊密なる関係に立たなくては、実際の経済の要求に応じた所の金融操作が行はれないと云ふ状態に相成つて居るのであります、隨ひまして其の趣旨に於て、本法案は日本銀行をして政府の政策に緊密に合致し得るやうな仕組を執つた次第でござります、

次に注目される論議は発券制度をめぐるものであったが、これは議会審議の中心テーマの感を呈した。そのなかで最も基本的な問題は管理通貨制度の採用は是か非かということであった。衆議院において武田徳三郎議員、世耕弘一議員などは管理通貨制度の採用に反対であった。武田議員は政府が管理通貨制度を採用しようとするのは、いかなる理論的根拠に基づくものか、それとも現実の必要に基づく提案かと質問するとともに、「通貨の価値の元は国家が之に与へるもの」で

あり、「貨幣の基礎は一国の労働力と一国の生産力だ」とする当時のナチス・ドイツ流の管理通貨觀について「是は非常な錯覚的な考へ方」であると批判した。これに対し賀屋興宣蔵相は「貨幣に値打があるのは、それに依つて所要の物資、労力を獲得出来るから値打があるのであり」「隨て一国の生産力と云ふものが裏付けになると云ふことは、余程私は意味のある言葉だ」とし、管理通貨制度の採用は「貨幣の本質理念並に社会通念、現実に経済界、経済力に及ぼす影響を慎重に考へまして決定」したもので、したがって「是は永久の制度と致す積り」と答弁した。⁽²⁷⁾ これはいわゆるメタリズム（金属主義 metallism）とノミナリズム（名目主義 nominalism）という貨幣觀の対立であり、結局平行線のまま終始したのは当然である。

もう一つ管理通貨制度の採用にとって、かなり基本的と思われる問題に「貨幣法」との関係があった。すなわち同法第2条は「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス」と定めている。そこでこれは「日本銀行法案」に盛られた発券制度と矛盾するのではないか、というのが議会における質問であったが、賀屋蔵相は基本的にはそれを認めつつ、わが国は「事實上金本位を脱却して」いるから当面はいいとしても、いずれ「貨幣法」を改正することも必要であると答えた。⁽²⁸⁾

次に最高発行額制限制度を具体的にどのように運用するのか、という点についてもかなりの質問が行われた。第1に、発行限度を決定する場合の基準は何か、第2に発行限度の決定を大蔵大臣の裁量に任せるのはインフレ防止の観点から危険であり、限度決定に際して日本銀行総裁の意見を求める道を開くか、審議機関を設けるべきではないか、第3には政府が発行限度を定めても、制限外発行がしばしば生じるような状況では果たして事實上発行限度といえるか、といった質問が出されたが、これらに対する政府答弁は次のようなものであった。すなわち第1の発行限度の決定については、「最近の実績を勘案致しまして、其の後の変化が如何であつて産業活動はどう増すであらうか、不健全ならざる通貨の必要はどう増すであらうか」といったことを考慮して限度を定めるということであり、第2の大蔵大臣の発行限度決定に関しては仮に委員会等を設けても機械的、客観的

な基準が決められるわけではなく、むしろ物動計画とか生産力拡充計画とか国家の資金計画と照応しなければならないので、大蔵大臣が定めるという建前をとるが、実際の運用に当たっては、日本銀行総裁の意見を求めることにしており答えた。上記の第3の質問について政府は、質問で指摘されたような事情のあることはある程度認めつつも、制限外発行は臨時的なものであり、発行限度の決定とは、各種の経済計画に合わせて1年間の標準を定めるという意味で、年1回ぐらいを目途にして改定するものであり、その程度の意味はあるというのが、その答えであった。⁽²⁹⁾

なお後述のようにこの新しい「日本銀行法」の発券制度に関する規定は3月20日から施行されたが、同法に基づく銀行券の発行限度は昭和17年4月1日に60億円と定められた。この発行限度の大幅引上げにより限外発行は一時消滅したが、銀行券の引き続く増発に伴い同年末には再び限外発行を生ずるに至った。従来の発行限度改定の仕方やこの議会答弁からすれば、昭和18年春には発行限度の改定は不可避の情勢にあったが、発行限度の引上げが国民全般のインフレ心理に及ぼす影響を考慮して、政府は発行限度の改定を行わないことにした。すなわち、同年3月31日付けにて大蔵省銀行局長より本行に対し、発行限度は60億円のまま据え置き、改定しないこと、昭和18年度中の銀行券発行の限度目標としては72億円が適当と考えられるので、その範囲内で制限外発行の申請があれば認可すること、これらの措置および今後の制限外発行高については公表しないようにすべき旨の通ちょうが発せられた。⁽³⁰⁾前述のようにその後昭和23年まで発行限度の改定は行われず、この間銀行券発行高の増大に伴い制限外発行高は急増し、昭和19年以降は制限外発行高が発行限度額を上回るという極めて異常な状態になった。

既述のように「日本銀行法」制定以前において、すでに発券制度は銀行券の過大な発行を抑制するという調整力を事実上失っていたが、「日本銀行法」のもとにおける発券制度は、以上のように太平洋戦争期において、実質上だけではなく形式上でもその機能を完全に喪失したのである。

発券制度自体の問題ではないが、銀行券発行高が膨大な額に達しているのに比し資本金が1億円では過小ではないかとの質問が出されたのに対し、山際銀行局

長は、日本銀行の信用は資本金やその営業ぶりなどによってのみ維持されるべきものではなく、国家自体の経済力なり、國家が経済を統制しうる力が銀行券の信用の基礎であるという考え方立って新しい「日本銀行法」が立案されたのであるから、極論すれば資本金は不要であるともいえるが、日本銀行の所有する不動産その他の営業設備などの「活動せざる」資産に対応して、現在の内部留保と合わせ⁽³¹⁾1億円の資本金を用意することが適當と考えた旨答弁した。

発券制度に次いで問題となったのは、第23条および第24条をめぐる問題、すなわち外国為替業務ならびに国際金融取引面における本行と横浜正金銀行の関係についてであった。賀屋蔵相は、昭和17年1月24日の衆議院の「日本銀行法案外二件委員会」において、この「日本銀行法案」の主要点につき説明した際、この第23条、第24条は本行が「大東亜共栄圏内の金融の中心機関たるの職責を負ふ」うえで必要であると述べた。⁽³²⁾また1月26日の同委員会において、第23条および第24条が横浜正金銀行の機能にどのような変化を及ぼすかという質問があり、これに⁽³³⁾対しては賀屋蔵相は次のように答えている。

本法案に於きまして外国為替の売買を為すことを得となつて居りますが、是は文字通りでありますと、することが出来ると云ふのであります、隨ひまして商社等の外国為替に付きまして直接に日本銀行が其の売買、所謂為替取引銀行として出る意味ではありません、……或は正金銀行でありますとか、台灣銀行でありますとか、左様な為替銀行の寧ろ親銀行と申しますか、さう云ふ決済戻を日本銀行に大体集めて行く、斯う云ふ考へでありますから、他の為替銀行の業務は之に依つて所謂其の業務が狭くなる、斯う云ふ影響は受けませぬ、

これにより、從来とかく微妙な問題になりがちであった本行と横浜正金銀行との関係が、新しい「日本銀行法」のもとで明確になった。

以上のほかのテーマに関する質問をみると、産業金融に関するもの、日本銀行の公共的性格に関するものなどがあったが、これらの質問は概して技術的な点に関するものが多く、やや迫力に欠けるものがあったことは否定できない。ただその中で日本銀行の社債買入れについての質問に対する答弁の際、賀屋蔵相が国債の日本銀行引受けを原則として望ましくない方式だとして次のように述べたこと

は、注目されよう。⁽³⁴⁾

国債の今のやうな発行方法は、高橋大蔵大臣の時から變つてやつて居りますが、今やつて居ることは本当ぢやないのであります、国債は生産拡充資金と同じに、民間に資金が溜つてから、それを民間から応募するのが建前であります、所が資金が急に増加する時にはそれでは円滑に行かぬから、当時の高橋蔵相は日銀に引受けさせた、それを今は便宜だからやつて居るのであります

「日本銀行法案」をめぐる議会審議の主な内容は以上のとおりであるが、率直にいって論議の焦点が発券制度に偏りすぎたという感をぬぐえない。それにもかかわらず、この議会審議全体の中に一つの雰囲気が流れていたことを感じとることができる。それはこの法律がインフレーションを促進するのではないか、この法律によって通貨価値を維持できるのかという疑点であったといってよからう。しかしそれに対する答は単に発券制度の中だけから求められるものではない。日本銀行の組織がどうなっているか、日本銀行と政府との関係はどのように規定されているか、また日本銀行の業務の内容はどのように定められているか、といった諸問題は、本行が中央銀行としての機能を適切に發揮できるかどうかと重要なかかわりをもつものであり、したがってそれらもまた本行が通貨価値の安定を維持できるかどうかのかぎであったはずである。しかし前述のように議会の論議は発券制度の是非に集中した。それは戦時下という特殊な環境が、政府の権限強化、非常対策的規定といったものを当然視し、ないしはやむをえないとする観念を作り出していたためだったかもしれない。

(1) 日本銀行秘書役『部局長会議記録』昭和16年4月2日(「臨雲文庫」より山形県立図書館へ寄託中のもの)。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(2) 日本銀行保有資料『日本銀行法案関係資料』昭和16年12月。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。

(3) 同上。

(4) 例えば昭和16年5月に本行内に設置された特別調査委員会は本行制度を含む金融新体制実行案等の検討を始めたし、また同じころ、本店部局室長、支店長および調査役に対し、総裁から本行機構・職制の改善に関する提言が求められていた。

なお特別調査委員会は戦時金融経済に関する重要政策の基本的調査に資することを目的

として次のメンバーで発足し、隨時重役の諮詢に応じた。

調査局長 岡本 兵太郎

営業局長 新木 栄吉

外国為替局長 柳田 誠二郎

考查部長 一万田 尚登

秘書役 柳沢 鉱一

資金調整局長 松林 章

- (5) 日本銀行（特別調査委員会）「日本銀行制度改善要綱」（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻所収）275～277ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (6) 昭和16年7月11日政府発表の「財政金融基本方策要綱」（同上所収）153ページ。
- (7) 前掲「日本銀行制度改善要綱」275ページ。
- (8) 前掲『日本銀行法案関係資料』。
- (9) 前掲「日本銀行制度改善要綱」277ページ。
- (10) 同上、275ページ、277ページ。
- (11) 昭和16年11月19日付『中外商業新報』。
- (12) 前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、277～278ページに収録。引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (13) 同上、279～280ページに収録。
- (14) 日本銀行（特別調査委員会）「日本銀行条例ニ関スル大蔵省案ニ対スル意見（業務ニ関スル章ニ付テ）」（同上所収）278～279ページ。引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (15) 日本銀行史料調査室『日本銀行八十年史』同行、昭和37年、332ページ、333ページ。
- (16) 日本銀行（特別調査委員会）「日本銀行条例ニ関スル大蔵省案ニ対スル意見（銀行券ニ関スル章ニ付テ）」（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻所収）280ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 同上。
- (19) 日本銀行保有資料『本行改組ニ関スル書類(−)』昭和16年～17年。原文の片仮名は平仮名に改めた。なお本行の意見具申はこの文書以外にもあったようであるが、それがどのような形で行われたものか必ずしも明らかではない。
- (20) 昭和17年1月8日付『中外商業新報』。
- (21) 前掲『日本銀行制度改革史』469～470ページ。
- (22) 高橋俊英編『金融関係法I』日本評論社、昭和39年、64ページ。
- (23) いわゆる政府の監督権については、実際には「法律以下の段階で規定されているものが少くな」く、昭和31年に発足した金融制度調査会での日本銀行制度審議に際しても一つの

問題点とされた（金融制度調査会特別委員会常任幹事「日本銀行法逐条問題点」（大蔵省『財政金融統計月報』第85号、昭和33年6月）24ページ）。

- (24) 昭和17年1月26日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）684ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (25) 同上、691ページ。
- (26) 同上、692ページ。
- (27) 昭和17年1月27日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）700～701ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (28) 同上、703ページおよび昭和17年2月2日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）756～757ページ。
- (29) 昭和17年1月26日、1月30日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」および2月7日の貴族院「日本銀行法案外二件の特別委員会議事速記録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）673～674ページ、676ページ、686ページ、750～751ページ、および807～808ページ、811ページ。引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (30) 日本銀行保有資料。
- (31) 前掲、昭和17年1月27日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」694～696ページ。
- (32) 昭和17年1月24日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第18巻所収）667ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (33) 前掲、昭和17年1月26日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」687ページ。
- (34) 前掲、昭和17年2月2日の衆議院「日本銀行法案外二件委員会議録」763～764ページ。
原文の片仮名は平仮名に改めた。

（4）「日本銀行法」の特色と各方面の反応

「日本銀行法」の特色

以上のような経過をたどって成立した「日本銀行法」（昭和17年2月24日公布、法律第67号）の特色と考えられる諸点をここで整理しておくことにしよう。

「日本銀行法」全体を通してまず目につく第1の特色は、国家的色彩の強化であり、戦時色の濃さであった。この点はこの法律のいろいろな面に表われている。その一つは、第1条、第2条に盛られた公共性の強調である。もちろん中央銀行が公共的性格を有することは当然であるが、問題はその表現の内容である。前述のように、そこでは「国家経済総力ノ適切ナル発揮ヲ図ル為國家ノ政策ニ即